

# 高齢者福祉事業 一覧

	名 称	内 容	事業対象者	利用料金（費用負担）	備 考
1	げんき カード交 付事業	<p>満65歳以上の高齢者に、桃色の野洲市げんきカードを発行する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内や県内の指定公共施設の減免が受けられる</li> <li>・市のコミュニティバスが100円で利用できる</li> <li>・65歳になった翌月から利用できる（誕生月の月末に郵送）。転入者は、転入届をした日が毎月15日までの場合は当月末、16日以降末日までの場合は翌月末に郵送。</li> </ul>	市内に住所を有する満65歳以上の人	無料（再発行も無料） ※再発行の際は本人確認できるもの持参	
2	100歳祝金 支給事業	100歳到達者に、敬老祝金10,000円支給する	市内に引き続き1年以上住所を有する満100歳の人		
3	生活管理 指導短期 宿泊事業	<p>高齢者が体調不良等となった場合に、施設に短期宿泊してもらい、生活習慣等の指導や体調調整を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所期間は原則として14日以内</li> <li>・市長が必要と認めたときは、必要最小限度の範囲でこれを変更する</li> </ul>	<p>市内在住で、次のいずれかに該当する人</p> <p>(1)要支援認定・要介護認定を受けていない、在宅の65歳以上の人</p> <p>(2)市長が特に必要と認めた人</p>	<p>施設利用料の1割、食事代等の実費、送迎に要する費用</p> <p>※生活保護世帯に属する場合は、施設利用料を免除</p>	養護老人ホームきぬがさ、養護老人ホーム金龜荘に委託
4	栄養改善 配食サー ビス事業	<p>昼食を定期的に配食し、対象者の栄養改善を図るとともに、安否確認を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養改善配食サービスを提供する日は、平日の昼間のみ（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は行わない）</li> <li>・安否確認を兼ねているため、本人に直接手渡すことを原則とする（デイサービス利用日で昼に本人不在の場合は利用不可）</li> <li>・利用期間は6カ月限定</li> </ul>	<p>市内に住所を有し、在宅の65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯で、低栄養状態もしくは医師からカロリーコントロールが必要である等の指示があり、本人及び家族では調理が困難である人</p> <p>※低栄養状態やカロリーコントロールについては、医師の診断書等を確認させていただきます。</p> <p>※利用の可否については、専門職で評価して判断させていただきます。</p>	1食当たり400円。前日の午後5時までに連絡せず、配食サービスを受けなかった場合は、対象者が1食当たりの経費の全額を負担	<p>委託業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅配クック123</li> <li>近江八幡・野洲店</li> <li>・配食のふれ愛</li> <li>近江守山店</li> <li>・まごころ弁当</li> <li>野洲湖南店</li> </ul>

名 称	内 容	事業対象者	利用料金（費用負担）	備 考
5 緊急通報システム事業	<p>緊急通報システムを設置し、対象者の緊急事態への迅速な対応と、日常生活の不安の解消を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報ボタンを押すと受信センターへつながる</li> <li>相談ボタンで、日常生活の困りごとの相談も可能</li> <li>・緊急時には湖南消防と協力員（近隣の人原則3名）へ通報が入り、救急活動を行う</li> <li>・月に1度、受信センターから「お元気コール」を実施し、対象者の状況確認を行う</li> <li>・電話機につなぐ機器と、ペンダント型の装置を貸与する</li> <li>・申請には民生委員の押印が必要</li> <li>・利用にあたっては固定電話機の設置が必要</li> </ul>	<p>市内に住所を有し、次のいずれかに該当する人</p> <p>(1)在宅の65歳以上のひとり暮らし（日中独居を含む）の高齢者又は高齢者世帯の人</p> <p>(2)ひとり暮らし（日中独居を含む）の重度の障害がある人</p>	<p>1. 月々の利用料</p> <p>(1)月額1,210円</p> <p>(2)虚弱な高齢者の場合、月額300円で利用が可能</p> <p>※虚弱な高齢者とは、発作や動悸、意識消失を伴う症状で治療を受けている者</p> <p>※虚弱な高齢者で市町村民税非課税世帯、生活保護世帯は免除</p> <p>2. 電話代、電気代については個人負担</p> <p>3. 7年に1回電池交換が必要（個人負担）</p>	大阪ガスセキュリティサービス株式会社に委託
6 ひとり歩き認知症高齢者等事前登録	<p>ひとりで外出し行方不明になるおそれのある高齢者の情報を事前に登録し、見守りシール（靴反射シール5足分、アイロンシール20枚）を配付して、警察と情報を共有する</p> <p>また、実際に行方不明となった際には登録情報を活用し、早期発見・事故防止につなげる</p>	市内在住でひとりで外出し行方不明になるおそれがある人	<p>登録料は無料</p> <p>※申請時に本人の直近の顔写真と全身写真が必要</p>	
7 ひとり歩き認知症高齢者等位置情報端末機器購入費等補助金	<p>GPSやBluetooth等を利用した位置情報端末機器の購入費用等を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費は、機器本体購入費用、賃借の初期費用、加入手数料、機器に使用する充電器の経費等</li> <li>・補助金額は、認知症高齢者1人につき1機種10,000円が上限額</li> <li>・対象経費の領収書、対象機器の機種名や内訳を確認できる書類</li> <li>・スマートフォン・携帯電話は対象外</li> </ul>	ひとり歩き認知症高齢者等事前登録者のご家族		<p>GPS機器貸与の事業（ひとり歩き高齢者家族サービス事業）は廃止。</p> <p>申請は契約締結日（購入日）から3ヶ月以内まで</p>

名 称	内 容	事業対象者	利用料金（費用負担）	備 考
8 高齢者等おむつ費用給付事業	おむつ費用給付券を交付し、紙おむつ購入費を給付する ・給付券は1枚につき500円の給付。1月につき10枚交付する ・申請をした日の属する月の翌月から使用可能 ・毎年度更新が必要。既に給付を受けている者には、市から通知を行う。4月～7月分、8月～3月分の年2回交付 ・入院および入所中は使用不可。サ高住、グループホーム等は使用可能。 ・交付した給付券を紛失し、又は盗難された場合も、給付券の再交付は行わない	在宅の高齢者並びに要介護認定を受けている満40歳から満64歳までの人のうち、次の全てに該当する人（障害者おむつ助成事業の助成を現に受けている人は除く） (1) 野洲市に住民票がある人 (2) 本人の市町村民税が非課税の人 (3) 障害高齢者の日常生活自立度の判定基準がランクB・Cの人または、認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準がランクIII・IV・Mの人 (4) 介護保険料の滞納が無い人		協定事業所19事業所
9 高齢者福祉タクシ一運賃助成事業	タクシー運賃助成券を交付し、タクシーの利用料金の一部を助成する ・助成券1枚につき500円の助成 ・助成券は申請をした日の属する月から次の6月までを対象とし、最大5枚を交付 ・1回の乗車につき助成券2枚まで利用可能 ・交付した助成券を紛失し、又は盗難された場合も、助成券の再交付は行わない	次の全てに該当する人 (1) 市内に居住するおおむね65歳以上の人 (2) 障害高齢者の日常生活自立度判定基準がランクA・B・Cの人 (3) 生活保護法による被保護世帯又は市町村民税非課税世帯の人 (4) 野洲市心身障害者（児）自動車燃料費の助成を受けていない人		協定事業所27事業所 (R4新規事業所) ・すおう介護タクシー ・まつぼっくり介護タクシー ・ひびき合同会社
10 高齢者住宅小規模改造助成事業	高齢者の日常生活の便宜を図るために必要な、住宅の小規模改修に対し助成を行う ・新築、増築及び改築は、原則として助成の対象としない ・事前に申請が必要 ・助成額は、1世帯につき対象経費の2分の1以内。最高限度額は250,000円（2回目以降の申請については、250,000円から既に助成を受けた金額を控除し助成する）	次のすべてに該当する人 (1) 市内に居住する満65歳以上の人 (2) 身体の障害により日常生活を営むのに支障があり、住宅の改修が必要な人 (3) 障害高齢者の日常生活自立度判定基準がランクA・B・Cの人 (4) 野洲市在宅重度障害者住宅改修費助成事業実施要綱に規定する助成金の助成最高限度額を受けていない人 (5) 本人並びにその配偶者及び扶養義務者の前年の所得税課税所得額（各控除後の額）が、老齢福祉年金の全額支給停止となる額を超えない人		介護保険課にて申請受付

名 称	内 容	事業対象者	利用料金（費用負担）	備 考
11 重度ALS患者の入院時コミュニケーション支援事業	重度ALS患者が医療機関に入院中に、当人とのコミュニケーションに熟知している者を派遣する	次の全てに該当する人 (1) 野洲市に居住しかつ住所を有し、看護に当たり特別なコミュニケーション技術が必要な重度ALS患者 (2) 要介護認定又は障害支援区分の認定を受けている人 (3) 介護保険における訪問介護又は障害者総合支援法による居宅介護若しくは重度訪問介護を利用している人	下記の1割（生活保護を受けている場合は免除） (1) 所要時間30分未満 1,000円 (2) 所要時間30分以上45分未満 1,500円 (3) 所要時間45分以上1時間未満 2,000円 (4) 所要時間1時間以上1時間15分未満 2,500円 (5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満 3,000円 (6) 所要時間1時間30分以上の場合 3,150円に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに350円を加算した額	
12 介護ニュースりふれっしゅ発行	年に1回介護情報紙「りふれっしゅ」を対象者宅へ郵送する 新規申請時に窓口で配布する	1. 事業対象者、要支援・要介護認定を受けている高齢者及び介護者 (老人福祉施設入所者を除く) 2. 送付希望者		介護者家族の会事務局は野洲市社会福祉協議会
13 老人保護措置事業	自宅で生活することが困難な高齢者に養護老人ホーム等へ入所してもらい、安全で健やかな生活を確保する	おおむね65歳以上の高齢者で、身体的又は精神的及び経済的な理由によって、居宅での生活が困難な人	野洲市老人福祉法第28条の規定に基づく負担金徴収規則による (年金所得等の所得調査により、それぞれ個人の負担金額を算出する。)	
14 成年後見制度利用支援事業	・成年後見人等の審判開始を申立てる親族がいない場合に、市長申立を行う ・低所得者には、成年後見制度の利用にかかる申立費用や報酬の助成を行う ・制度の相談や、本人申立や親族申立の場合の申立支援を成年後見センターもだまに委託している	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、民法に規定する審判の請求を行うことが必要と認められる人		(問い合わせ先) 65歳以上は高齢福祉課 64歳以下は障がい者自立支援課
15 ごみ出し支援事業	自分でごみ出しをすることが困難な高齢者や障がい者（以下「要支援高齢者等」という。）のみの世帯から申出があれば、収集日前日の概ね午後4時からごみを出すことを、当該ごみ集積所の関係住民の合意を経て自治会で承認されるよう勧める制度 ・自治会での承認が前提条件 ・「お助けシール」をゴミ袋に貼り付けて排出する	要支援高齢者等のみの世帯又はこれに準じる世帯で、自力でごみを集積所まで運べないため、支援者がごみを出す必要がある世帯	無料でシールを配布	